



## 悪質な業者に注意を

### 給湯器故障の修理依頼

【事例1】給湯器に貼つてあるシールを見て、電話し、修理を依頼した。メーカーとは別の業者が来て、「確認するから」と部品を持ち帰った。数日後、「基盤が壊れて修理できない。新品を購入した方がよい」と「銀行でローンを組めばよい。申し込み手続きをしてあげる」と言つた。

【事例2】シールの連絡先は給湯器を購入したが、関連会社だらうと思つていた。業者は「調べてみると、その後「修理できなさい。浄水器をサービスで付けるから65万円の電気代を払えない」と拒否する。

【アドバイス】事例2では、修理を依頼しているのに別の高額な商品を薦められて、契約しているので訪問販売と考えられ、クリーニングオフが可能です。アイネスより業者への通知方法を指導し、あつせんした結果、解約することができました。

【トラブルに遭わないために】修理を依頼する時は、購入した業者がメモに連絡しましょ。悪質な業者が勝手にシールを貼つていることがあるので注意してください。新しい機器を薦められたらすぐに了承せず、他の業者にも見積もりを依頼するなど、よく検討しましょう。トラブルに遭つた時や心配な時は最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに、できるだけ早く相談してください。

(県消費生活・男女共同参画アラザニアイネス 099-753-40999=消費生活相談電話)

## 生活ハピネット

盤を返してもらつた。後で地元の電器店に見てもらうと「わざと壊したもの」と形跡がある」と言われた。

お湯が使えないのは困るので契約した。機器の取り付けは3日後で、現在は業者から借りた給湯器を使つていいが、やはり解約したい。